

審 査 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第5条第4項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第12条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：